

平成16年 8 月 3 日

各市町村一般廃棄物処理担当部局 御中

関係一部事務組合担当部局 御中

広島県環境局一般廃棄物対策室

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

一般廃棄物の処理に係る留意事項について

先般、環境省の会議において、市町村合併時における一般廃棄物処理計画の策定等について、別紙のとおり、周知・徹底の依頼がありました。

については、地方自治法施行令第5条の規定と併せ、一般廃棄物の適正な処理に支障をきたすことのないよう、業務の円滑な執行に努めてください。

なお、その他の資料を併せて添付しますので、業務の参考としてください。